

欧州委員会， エンフォースメント指令に関するパブコメ及び公聴会の結果を公表

2011年7月16日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2011年7月8日及び7月14日に、「エンフォースメント指令の適用に関する欧州委員会報告書に対するコメントのとりまとめ (Synthesis of the Comments on the Commission Report on the Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the Enforcement of Intellectual Property Rights)」及び同指令に関する公聴会の結果概要をそれぞれ公表した。

前者は、2010年12月22日に欧州委員会が公表した「エンフォースメント指令の適用」と題する報告書について、同委員会が2011年3月31日までパブリックコメントを求めていたところ、20の加盟国や、団体、個人から計380の意見が出され、今次その概要が取りまとめられたもの。また後者は、6月7日に欧州委員会が、同指令に関する公聴会を開催した際に出された意見をまとめたもの。

「コメントのとりまとめ」では、権利者及び権利管理団体のほとんどは、現在の法的枠組について、指令が国内法に反映される際の間業業者の役割に関する位置付けが不明確であり、オンライン上の著作権侵害を防ぐことに成功していない点について批判しているが、他方では大多数が現行の法的枠組みを変更する場合には、既に存在するEUレベルの法的枠組み（特に電子商取引指令）と調和したものであるべきとの意見であったとしている。

また、現行の指令を改正すべきとする意見では、その理由として(1)中間業者の役割に関する規則の導入が必要、(2)著作権侵害やファイルシェアに関するより厳格な規則が必要、(3)適法なデジタルコンテンツのための公平な環境の必要性、を挙げている。

他方、現行法制度の改正に反対とする意見では、(1)評価のために十分なデータの欠如、(2)法的不安定性の増加、(3)現在の「正当な申出」の欠陥、(4)情報の自由（及び自由な情報交換）の保護、を論点に挙げている。

「公聴会の結果概要」では、公聴会における参加者（新聞・出版業界などのメディア、通信、インターネット・サービス・プロバイダー（ISP）、権利管理団体、大学、消費者団体、反模倣品団体、アパレル業界団体、政府機関など）の発言がまとめられている。

その内容は多岐にわたるが、中でもインターネット技術の発展により、著作権をはじめとする知的財産侵害の形態が急速に変化していることを踏まえ、ISP等の中間業者への責任強化やコンテンツ制限を含む、より厳しい規制を求める権利者側と、負担増加や表現の自由の観点から、現行より厳しい規制は受け入れられないとする中間業者や消

費者側の意見の対立が目立つ。

— 「エンフォースメント指令の適用に関する欧州委員会報告書に対するコメントのとりまとめ」の本文は、以下参照 —

[Synthesis of the Comments on the Commission Report on the Application of Directive 2004/48/EC of the European Parliament and the Council of 29 April 2004 on the Enforcement of Intellectual Property Rights \(PDF\)](#)

— エンフォースメント指令に関する公聴会の結果概要は、以下参照 —

[Summary Report on the Public Hearing on Directive 2004/48/EC of 7 June 2011 \(PDF\)](#)

— 「エンフォースメント指令の適用」報告書に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、エンフォースメント指令の適用状況に関する分析結果を公表（2011年1月10日）\(PDF\)](#)

— エンフォースメント指令の概要と条文の仮訳は、欧州知的財産ニュース創刊号参照 —

[EU エンフォースメント指令の成立について](#)

[知的財産権の執行を確保するための手段および手続きに関する欧州議会および欧州理事会の指令](#)

(以上)